

令和7年第3回定例会

田舎館村議会会議録

令和7年9月3日 開会

9月12日 閉会

田 舎 館 村 議 会

令和7年第3回田舎館村議会定例会会議録目次

◎第1号 令和7年9月3日（水）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
出席事務局職員職氏名	3
開会及び開議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
議案上程（議案第38号～議案第63号）及び提案理由説明	5
監査報告	8
決算特別委員会設置について	9
休会について	10
散会	10

◎第2号 令和7年9月5日（金）

議事日程	11
本日の会議に付した事件	11
出席議員	11
欠席議員	11
説明のため出席した者の職氏名	11
出席事務局職員職氏名	12
開議	13
一般質問	13
○平川重廣議員	13
1 公園トイレの快適化に向けた、住みよいまちづくりの取り組みについて	
2 田舎館村伝統芸能の保存活用事業（ねふた）について	
3 レストランジャイゴ指定管理について	
○中山勝晴議員	31
1 田舎館村合併七十周年記念式典及び祝賀会の開催について	

2	水道水の水質検査について	
3	村の道路維持管理について	
○	小野正幸議員	35
1	地区集会施設について	
2	田んぼアートについて	
○	田澤隆議員	48
1	コミュニティ推進事業について	
2	村有財産（土地）について	
○	品川正人議員	55
1	観光いちご園閉園の経緯と今後の利活用等について	
○	阿保勇人議員	57
1	屋外の多目的トイレ設置について	
	散会	61

◎第3号 令和7年9月12日（金）

	議事日程	62
	本日の会議に付した事件	63
	出席議員	63
	欠席議員	63
	説明のため出席した者の職氏名	63
	出席事務局職員職氏名	64
	開議	65
	議案第38号 専決処分の承認について	
	(専決第8号 令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第2号）)	65
	議案第39号 令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第3号）	65
	議案第40号 令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	69
	議案第41号 令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	70
	議案第42号 令和7年度田舎館村介護保険特別会計補正予算（第2号）	70
	議案第43号 令和7年度田舎館村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	71
	議案第44号 令和7年度田舎館村下水道事業会計補正予算（第2号）	71
	議案第45号 令和7年度田舎館村水道事業会計補正予算（第2号）	72
	議案第53号 田舎館村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	73
	議案第54号 黒石地区清掃施設組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について	73

議案第55号	財産の取得について	74
議案第56号	財産の取得について	74
議案第57号	財産の取得について	75
議案第58号	田舎館村児童センターの指定管理者の指定について	75
議案第59号	田舎館村老人憩の家の指定管理者の指定について	76
議案第60号	田舎館村ふれあいセンターの指定管理者の指定について	78
議案第61号	田舎館村光田寺コミュニティセンターの指定管理者の指定について	79
議案第62号	田舎館村都市公園弥生の里及び田舎館村畜産総合普及センターの指定管理者の指定について	79
議案第63号	田舎館村農産物加工施設の指定管理者の指定について	80
決算特別委員会委員長報告		81
議案第46号	令和6年度田舎館村一般会計歳入歳出決算認定について	81
議案第47号	令和6年度田舎館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	82
議案第48号	令和6年度田舎館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	82
議案第49号	令和6年度田舎館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	83
議案第50号	令和6年度田舎館村農業集落排水事業会計決算及び剰余金処分計算書認定について	83
議案第51号	令和6年度田舎館村下水道事業会計決算及び剰余金処分計算書認定について	84
議案第52号	令和6年度田舎館村水道事業会計決算及び剰余金処分計算書認定について	84
議員提出議案第6号	西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出について	85
議員提出議案第7号	青森県議会議員選挙区における区割り案再考を求める決議	85
閉会		87

令和7年第3回田舎館村議会定例会会議録

議事日程第1号 令和7年9月3日(水) 午前9時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第38号 専決処分の承認について(専決第8号)
- 第5 議案第39号 令和7年度田舎館村一般会計補正予算(第3号)
- 第6 議案第40号 令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第7 議案第41号 令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第8 議案第42号 令和7年度田舎館村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第9 議案第43号 令和7年度田舎館村農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第44号 令和7年度田舎館村下水道事業会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第45号 令和7年度田舎館村水道事業会計補正予算(第2号)
- 第12 議案第46号 令和6年度田舎館村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第47号 令和6年度田舎館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第48号 令和6年度田舎館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第49号 令和6年度田舎館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第50号 令和6年度田舎館村農業集落排水事業会計決算及び剰余金処分計算書認定について
- 第17 議案第51号 令和6年度田舎館村下水道事業会計決算及び剰余金処分計算書認定について
- 第18 議案第52号 令和6年度田舎館村水道事業会計決算及び剰余金処分計算書認定について
- 第19 議案第53号 田舎館村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第20 議案第54号 黒石地区清掃施設組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について
- 第21 議案第55号 財産の取得について
- 第22 議案第56号 財産の取得について
- 第23 議案第57号 財産の取得について
- 第24 議案第58号 田舎館村児童センターの指定管理者の指定について

- 第25 議案第59号 田舎館村老人憩の家の指定管理者の指定について
第26 議案第60号 田舎館村ふれあいセンターの指定管理者の指定について
第27 議案第61号 田舎館村光田寺コミュニティセンターの指定管理者の指定について
第28 議案第62号 田舎館村都市公園弥生の里及び田舎館村畜産総合普及センターの指定管理者の指定について
第29 議案第63号 田舎館村農産物加工施設の指定管理者の指定について
第30 監査報告
第31 決算特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

- 1 議事日程のとおり
- 2 休会について

出席議員（8名）

- 1番 阿保勇人
2番 浅原尚子
3番 中山勝晴
4番 田澤隆
5番 小野正幸
6番 平川重廣
7番 品川正人
8番 平田隆人

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

村	長	品川新一
副	村	長 金枝尚明
教	育	長 工藤義明
代	表	監査委員 平川正敏
選	挙	管理委員会委員長 阿保則雄
農	業	委員会会長 白戸陽平
総	務	課長兼選挙管理委員会事務局長 阿保春仁

税務課長	佐々木 貴 詞
住民課長	鈴木 勝
厚生課長	竹内 哲也
産業課長兼農業委員会事務局長	工藤 和裕
建設課長	中村 甲一郎
企画観光課長	浅利 高年
会計管理者兼会計課長	小野 淳也
学校教育課長	上田 貴光
生涯学習課長	佐藤 勝彦

出席事務局職員職氏名

事務局長	相坂 朱美
主査	福士 貴子

開会及び開議

議長（平田隆人議員）

ただいまの出席議員数は8名で、定足数に達しておりますので、令和7年第3回田舎館村議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、「議事日程第1号」により進めます。

会議録署名議員の指名

議長（平田隆人議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番浅原尚子議員、3番中山勝晴議員を指名いたします。

会期の決定

議長（平田隆人議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る8月27日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期について協議いたしましたところ、会期は本日から9月12日までの10日間に決定になりましたので、議会運営委員会の決定どおりとすることに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は10日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（平田隆人議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から、令和6年度施工工事の随時監査結果及び令和7年5月分、6月分、7月分の例月出納検査報告並びに財政援助団体等の監査結果について報告がありましたので、写をタブレットに配付しておきましたから、御了承願います。

次に、村長より令和6年度健全化判断比率及び令和6年度各事業会計資金不足比率について報告がありましたので、写をタブレットに配付しておきましたから、御了承願います。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会より教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書が提出されておりますので、写をタブレットに配付しておきましたから、御了承願います。

次に、青森県後期高齢者医療広域連合選挙長より、青森県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果について報告がありましたので、写をタブレットに配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今期定例会に提出されました陳情につきまして、一覧表を添付のうえタブレットに配付しておきましたから、御了承願います。

議案上程（議案第38号～議案第63号）及び提案理由説明

議長（平田隆人議員）

日程第4 議案第38号専決処分の承認についてから、日程第29 議案第63号田舎館村農産物加工施設の指定管理者の指定についてまでの計26件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

品川新一村長。

(村長 品川新一 登壇)

村長（品川新一）

おはようございます。令和7年第3回田舎館村議会定例会にあたり、御提案いたしました議案について、その概要を申し述べ御審議の参考に供したいと思っております。

議案第38号は、専決処分の承認についてであります。令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第2号）を専決処分したので、承認を求めるため提案するものであります。

議案第39号は、令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億262万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を43億9,469万9,000円に定めようとするものであります。

今回の補正の主な内容を申し上げますと、第2款総務費第2項徴税費に定額減税補足給付金3,295万5,000円を追加したほか、各種事業費の確定に伴う返還金などを計上しております。

議案第40号は、令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ540万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億6,982万5,000円に定めようとするものであります。

議案第41号は、令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,960万1,000円に定めようとするものであります。

議案第42号は、令和7年度田舎館村介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ552万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億3,545万6,000円に定めようとするものであります。

議案第43号令和7年度田舎館村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）及び議案第44号令和7年度田舎館村下水道事業会計補正予算（第2号）並びに議案第45号令和7年度田舎館村水道事業会計補正予算（第2号）であります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、基本使用料の減免に関する補正等をしようとするものであります。

議案第46号は、令和6年度田舎館村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額55億1,422万2,229円、歳出総額49億6,043万2,660円、収支差引額5億5,378万9,569円となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費繰越額1,999万3,000円を差し引いた実質収支額5億3,379万6,569円のうち、4億6,655万7,569円を財政調整基金へ積み立て、残りの6,723万9,000円は翌年度へ繰り越すこととしております。

以上のことについて、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めため提案するものであります。

議案第47号は、令和6年度田舎館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額7億5,678万3,567円、歳出総額7億3,020万3,034円、収支差引額2,658万533円となっており、全額を翌年度へ繰り越すこととしております。

議案第48号は、令和6年度田舎館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額1億2,200万4,327円、歳出総額1億1,789万8,917円、収支差引額410万5,410円となっており、全額を翌年度へ繰り越すこととしております。

議案第49号は、令和6年度田舎館村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額11億2,152万6,943円、歳出総額8億7,070万7,473円、収支差引額2億

5,081万9,470円となっており、このうち5,000万円を介護保険給付費準備基金へ積み立て、残りの2億81万9,470円を翌年度へ繰り越すこととしております。

議案第50号は、令和6年度田舎館村農業集落排水事業会計決算及び剰余金処分計算書の認定についてであります。収益的収入及び支出における収入決算額は2,711万6,330円、支出決算額は2,372万4,511円、収支差引額339万1,819円の純利益となっております。

また、資本的収入及び支出における収入決算額は330万円、支出決算額は1,301万2,798円、資本的収支差引不足額971万2,798円は、当年度分及び過年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填したものであります。

以上のことについて、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めするため、提案するものであります。

議案第51号は、令和6年度田舎館村下水道事業会計決算及び剰余金処分計算書の認定についてであります。収益的収入及び支出における収入決算額は3億4万1,742円、支出決算額は2億1,621万2,750円、収支差引額8,383万1,467円の純利益となっております。

また、資本的収入及び支出における収入決算額は1億3,439万4,890円、支出決算額は2億4,251万9,934円、資本的収支差引不足額1億812万5,044円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填したものであります。

議案第52号は、令和6年度田舎館村水道事業会計決算及び剰余金処分計算書の認定についてであります。収益的収入及び支出における収入決算額は1億6,960万8,369円、支出決算額は1億5,336万1,885円、収支差引額1,624万6,484円の純利益となっております。

また、資本的収入及び支出における収入決算額は1,713万2,000円、支出決算額は6,335万5,789円、資本的収支差引不足額4,622万3,789円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填したものであります。

議案第53号は、田舎館村職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業の承認の単位等を定めるため提案するものであります。

議案第54号は、黒石地区清掃施設組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継についてであります。黒石地区清掃施設組合が解散することに伴い、地方自治法第290条及び黒石地区清掃施設組合同規約第12条の規定により、同組合の財産処分及び事務の承継について協議をするため提案するものであります。

議案第55号は、財産の取得についてであります。令和7年7月24日に締結した、田舎館村キャッシュレス決済機能付セミセルフPOS機器一式の物品売買仮契約について、本契約

として契約を締結するため提案するものであります。

議案第56号は、財産取得についてであります。令和7年7月24日に締結した、小型動力ポンプ付積載車の物品売買仮契約について、本契約として契約を締結するため提案するものであります。

議案第57号は、財産の取得についてであります。令和7年8月1日に締結した、戸籍総合システム機器等一式の物品売買仮契約について、本契約として契約を締結するため提案するものであります。

議案第58号は、田舎館村児童センターの指定管理者の指定についてであります。田舎館村公の施設の指定管理者の指定に関する条例第3条の規定に基づき、田舎館村児童センターの指定管理者を指定するため提案するものであります。

議案第59号は、田舎館村老人憩の家の指定管理者の指定についてであります。田舎館村老人憩の家の指定管理者を指定するため提案するものであります。

議案第60号は、田舎館村ふれあいセンターの指定管理者の指定についてであります。田舎館村ふれあいセンターの指定管理者を指定するため、提案するものであります。

議案第61号は、田舎館村光田寺コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。田舎館村光田寺コミュニティセンターの指定管理者を指定するため提案するものであります。

議案第62号は、田舎館村都市公園弥生の里及び田舎館村畜産総合普及センターの指定管理者の指定についてであります。田舎館村都市公園弥生の里及び田舎館村畜産総合普及センターの指定管理者を指定するため提案するものであります。

議案第63号は、田舎館村農産物加工施設の指定管理者の指定についてであります。田舎館村農産物加工施設の指定管理者を指定するため提案するものであります。

以上、御提案いたしました議案について、説明申し上げましたが、慎重に御審議のうえ、決定を賜りますようお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

(降 壇)

監査報告

議長（平田隆人議員）

日程第30 監査報告を行います。

令和6年度田舎館村一般会計、各特別会計並びに各事業会計の決算審査意見の報告を、代表監査委員から求めます。

平川代表監査委員。

(代表監査委員 平川正敏 登壇)

代表監査委員（平川正敏）

おはようございます。監査委員の平川です。

令和6年度決算審査の報告を申し上げます。地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、去る7月22日付で、村長より審査に付されました令和6年度の田舎館村一般会計及び各特別会計、農業集落排水事業会計、下水道事業会計並びに水道事業会計の決算と基金運用について、8月1日から8月8日まで各関係帳簿等を審査いたしました。その結果は、適正であると認めました。なお、審査内容につきましては、文書で提出しておりますので省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、決算審査の報告といたします。

(降壇)

決算特別委員会設置について

議長（平田隆人議員）

次に、日程第31 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

先程、上程いたしました案件のうち、議案第46号令和6年度田舎館村一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第52号令和6年度田舎館村水道事業会計決算及び剰余金処分計算書認定についてまでの計7件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第46号令和6年度田舎館村一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第52号令和6年度田舎館村水道事業会計決算及び剰余金処分計算書認定についてまでの計7件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

休会について

議長（平田隆人議員）

お諮りいたします。

議案調査等のため、9月4日及び9月6日から8日までの3日間、並びに9月11日の5日間、本会議の休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、9月4日及び9月6日から8日までの3日間、並びに9月11日の5日間、本会議を休会することに決定いたしました。

散会

議長（平田隆人議員）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦勞様でした。

午前9時28分 散会

議事日程第2号 令和7年9月5日(金) 午前9時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

- 1番 阿保 勇 人
- 2番 浅原 尚 子
- 3番 中山 勝 晴
- 4番 田澤 隆
- 5番 小野 正 幸
- 6番 平川 重 廣
- 7番 品川 正 人
- 8番 平田 隆 人

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

村	長	品川 新一
副	村	長 金枝 尚明
教	育	長 工藤 義明
代	表	監 査 委 員 平川 正敏
選	挙	管 理 委 員 会 委 員 長 阿保 則雄
農	業	委 員 会 会 長 白戸 陽平
総	務	課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 阿保 春仁
税	務	課 長 佐々木 貴詞
住	民	課 長 鈴木 勝
厚	生	課 長 竹内 哲也
産	業	課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 工藤 和裕
建	設	課 長 中村 甲一郎
企	画	観 光 課 長 浅利 高年
会	計	管 理 者 兼 会 計 課 長 小野 淳也

学 校 教 育 課 長 上 田 貴 光
生 涯 学 習 課 長 佐 藤 勝 彦

出席事務局職員職氏名

事 務 局 長 相 坂 朱 美
主 査 福 士 貴 子

開議

議長（平田隆人議員）

ただいまの出席議員数は8名で、定足数に達しておりますので、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、「議事日程第2号」により進めます。

一般質問

議長（平田隆人議員）

日程第1 一般質問を行います。順次、質問を許します。

6番、平川重廣議員の一般質問を許します。

平川重廣議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において、平川重廣議員の一般質問を許可します。

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

質問事項として1番「公園トイレの快適化に向けた住みよいまちづくりの取り組みについて」を行います。

田舎館村公園は、農村公園9か所、農村広場1か所、集落広場4か所、児童公園3か所、街区公園1か所、都市公園1か所の19の公園があります。現在調査した中、和式トイレ14か所、洋式トイレ2か所、和洋式トイレ1か所、またトイレがない公園が2か所と17か所のトイレがあります。和式トイレを洋式トイレに改修すべき以下2点について問います。

1、公園のトイレは臭い、汚い、暗い、怖いので4Kです。トイレを利用することに抵抗を持つ利用者が多いと住民の声を伺っております。和式トイレ全てを今年度中に洋式トイレに改修する計画について、村長はどのような考えであるかお尋ねします。

議長（平田隆人議員）

平川議員の質問に対する答弁を求めます。

品川新一村長、自席にて答弁願います。

村長（品川新一）

公園については、公園内の美化清掃や、それから樹木の葉かけ、トイレの清掃などを地区会と契約を結び、公園の維持管理に努めているものであります。

地区会が責任を持って管理していると思っておりますので、現在、村としては公園のトイレを洋式に改修する計画はございません。

議長（平田隆人議員）

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

今村長が言われたのは、これはあくまで地区会では公園とか管理のために行政からお金をいただいて、草刈りやトイレの清掃、そういうことをしてるわけです。例えば、樹木がこんなに大きい、それは地区会では管理も伐採もできません。それは、私も見た目では公園の木は行政で切ってくれてる。そういう経緯もあります。ましてトイレ、これを地区会で改修する。誰がトイレを作ったのか、村長を伺います。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

お答えをいたします。公園を設置するにあたり、村の方でトイレも一緒に設置したということでございます。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、総務課長が村で作ったと、そういう話であります。

では、先の村長のお話では、村でやらないで地区でやれと、そういうふうには私は受け止めましたが、あくまでも公園を作ったのは、今総務課長が言うとおりに行政で作ったのだと私は思います。21の地区で作ったのではないと思いますが、村長はいかがでしょうか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

お答えをいたします。作った当時、全ての公園というわけではないかもしれませんが、地区会の、各地区の要望もございまして、そういった経緯で作ったものと思っておりますが、あとトイレ公園の管理につきましては、それぞれ地区会であるとか、シルバーさんであるとか、そういったところに公園全体の管理ですね、そういったものをお願いして、それぞれ承諾を得てお願いしているというふうに考えてございます。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

総務課長、話がずれてると私は思うんです。私はあくまでもトイレを改修するとか、そういう話なんです。そう思いませんか、総務課長。それはあくまでも地区で清掃とか、その話じゃないんです。清掃はきちりしております。そこを総務課長でなく、村長、これをどうするかというのを村長の気持ち、気持ちだけでも村長ありませんか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

先ほども言いましたけども、今は村としては洋式化する考えはありません。以上でございます。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

私たちが小さい頃、私たちはいいか、私が小さい頃は当然和式のトイレであって、それが当たり前でした。東京方面に行くと洋式のホテルで使用できないような状態でありましたが、今は子どもたちは和式のトイレで、皆さんの子供たち使用できますか。ただ公園だ

からそこにあるだけだからじゃなく、公園を利用する人、それが行政の私はサービスだと思います。ただそこに和式のトイレがあったからそれでいいんじゃないかじゃなく、必ずや、これ人間であれば生理現象でトイレも使うわけです。ぜひとも今回の補正予算ですぐやって、素晴らしい村長だと住民から褒め称えるような考えは、もう一度確認します。ありますか。

議長（平田隆人議員）

品川村長。

村長（品川新一）

先ほども言いましたとおり、今のところは考えておりません。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

村長のうちでは洋式トイレですか。伺います。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

はい、うちでは様式でございます。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

村長はまだ私よりずっと若いんで和式トイレ使ったことないと思いますが、ぜひあのどっかに行って和式トイレを一回使用してみてください。どのぐらい苦痛なのか、お願いいたします。

議長（平田隆人議員）

答弁は。

(平川重廣議員「答弁。」と言う。)

村長。

村長（品川新一）

確かに私も年若いですけれども、和式は何回も使っております。そしたら和式の場合、怪我してるとか、そういう人は非常にきついものがあると考えております。以上でございます。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

1番の質問はこれで終わりますが、段々歳いって、膝が痛い、腰が痛い、そういう年代に私も入っておりますので、ぜひ村長、できる範囲内で何か所か順番に洋式トイレにしていただきたい。それは住民も非常に思っていると思いますので、新しい村長になって素晴らしい、いい改修工事をしたと、そういうふうに思えるようにしていただきたい。

2番目に入ります。今までのこの公園のトイレの改修工事、行わなかった理由についてお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

改修工事をしてこなかったことについてお答えいたします。和式トイレより洋式トイレが好まれる傾向にあることは理解しておりますが、公園のように不特定多数の方が利用できる環境であることと、こまめにトイレの清掃ができていない状況では、掃除が簡単で、直接肌が便器に接しないという衛生面の理由から和式トイレを設置しておりますので、これまで改修工事の検討はしていないものであります。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

そうしますと、この公園、19の公園があるわけですが、これはあくまでも和式トイレでずっといくということによろしいわけですか。村長。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

今までのところ検討してはおりません。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

いろいろお金はかかるのは分かりますが、ぜひともこのトイレについて、1年、2年、村長はあと3年あります。ぜひ3年のうちに、まずは子どもたち、老人たち、お父さん、お母さんも利用します。ぜひとも改修工事を来年の予算に含めていただきたい。そうでなければ、この公園は何も必要ない公園になってしまいますので、よろしく願いいたします。

では、次に入ります。「田舎館村の伝統芸能の保存活用事業（ねふた）について」を言います。今年も第48回田舎館村ねふた合同運行には、村内外から12団体が参加されました。村長の挨拶の中、来年も参加することを期待すると、期待をするわけですね。とのことであるが、ねふた制作等に関わる資金不足で村内地区が中止に追い込まれる。このことから、以下2点についてお伺いいたします。

1番、ねふた伝統文化を保存し、次世代に絶やさずに継承を進めるために、村長の考えはありますか。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

教育委員会の方の、私の方からお答えしたいと思いますけども。伝統芸能、伝統文化は、地域を活性化し、村民の連帯と相互理解を深めるものであり、地域づくり事業の一環

として、保存継承に努めていかなければならないと考えております。

今後も伝統芸能、芸術文化に接する、親しむ機会の充実と後継者の育成を図るため、各団体との協働・連携による文化行政の推進に努めて参ります。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

教育長の素晴らしい答弁でありましたが、ただ、このねぶたは実際私たちが若い頃から見ると、今、田舎館では9団体ですか、それよりないんですよ。なぜないか教育長はお分かりですか。答弁をお願いします。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

私の考えというか、感じとしては、資金と、それから参加する人が少なくなっているのかなという感じはしております。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今教育長の答弁で、やはり教育長も胸の内にある資金なんですよ。お金。このねぶたはどのぐらいかかるか教育長は、もちろん前田屋敷のねぶたに若い頃に参加したと思いますが、かなりのお金がかかっているわけなんですよ。昔と違って、我々の時代と違って、毎戸にお金をもらって歩く、そういう風習がなくなっているわけなんです。それで、そのお金をもらって歩くお金はかなりの金額になるわけなんですよ。昔で言えばね。それが何も無い。資金がない。どうするんだということで、枝川のねぶたもなくなった。あの素晴らしい。そういう、この地区だけに預けて、ねぶた愛好会だけに預けてやる伝統行事ではもうないわけなんです。それを教育長はどういうふうに思っているかお伺いします。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

今、平川議員がお話したように、資金あれば出したいと思います。いろいろと村全体のことを考えますと、難しいなという感じはしています。できるだけ皆さんと話して、そういう資金面でも出せるようには、いかなきゃいけないなと思っています。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

ありがとうございました。それでは2番に入ります。田舎館村補助金交付規則第1条、村の総合的な振興、発展を図るため、村内各団体等の事業に対し、毎年予算の範囲内でこの規則の定めるところにより補助金を交付するとあります。そこで、第3条により補助金10万円をねふた制作運行に補助する考えはありますか。お伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

ねふたに関する補助金については、コミュニティ推進事業を実施しておりますので、現段階においては、新たな補助や増額する考えはありません。今後も様々な機会を捉えて、各団体の活動状況の把握に努め、周りの動向を注視しながら、状況に応じて内容を検討して参りたいと考えています。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

教育長が先の考えで資金という話で、今この話をしたら、お金が出すコミュニティのそれは2万円、確か2万円ですね。そのぐらいだと。じゃあ、教育長はどこから出して、このねふたを、伝統的な運行させるお話で今答弁したわけですか。教育長。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

ちょっと休憩。

議長（平田隆人議員）

暫時休憩します。

午前9時17分

休憩を解き、会議を再開します。

教育長。

午前9時18分

教育長（工藤義明）

すいません。平川議員にもう1回、今、お願いしたいなと思ってます。ちょっと意味分かんなかったものですから、よろしくお願いします。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

私が質問した中で、教育長は資金が足りない、それは認めるというお話、先ほど言いました。で、この2番に入って、交付金規則第1条の話では、まずこういうのがありますよと。であるから第3条により補助金、今コミュニティ事業で2万円を出してるところ、10万円にしてくれるんじゃないかというお話です。それを教育長はできないと。資金不足の分かってるけども、金はできない。いわば出せないということを私は伺ったわけです。教育長、お分かりですか。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

はい。今の意味は分かります。ということで、出したい気持ちはありますけども、いろいろと全体的なことを考えると、今ちょっと私は無理だと思ってます。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

そうしますと、この一般質問ちゅうのは議員が活動でこうして皆さん動いて、行政にお話してるわけですので。何をやってもできない、できないではなく、検討するとか、そういう答えは全然なっていないわけで。

最後に村長に伺います。村長、このコミュニティ事業で今まで2万円。それも知らなかった2万円が多くての地区があります。川部でも初めて2万円いただきました。金をくれる者がどんどん、どんどん、これもあるよ、これもあるよとお話してくださいよ。地区で行って同様に金もらえるとかって、仕方なく出すような考えじゃなく。また村長、今伺います。このねふたに今までどおり2万円ではなく、10万円出す気持ちはありますか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

このねふたについてはですね、私、去年も今年も拝見させていただきましたけども、今年は12件ありますし、結構ねふた作ってる人たちは結構力を入れてやっております、に感じました。なおかつ、今回村長賞もらいました境森のねふたですか、あそこのねふたも何としても一番取りたいという気持ちでやってるのは確かで、感じ取っております。

しかしながら、このねふたに関しては、各地区、少子化、少子高齢化、ねふたに参加する子どもがいない、引手の大人がいないということで、止めているところが結構あります。ですから、できるだけですね、この継続できるよう、どうにかこうにかしてやってもらいたいとは考えておりますけども、確かにコミュニティ2万円あげていますが、今、平川議員の10万円という金額に対しては今のところその腹はないし、これから検討するべき課題であると、そういうふうに考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、村長は駄目と言わないで、検討するという素晴らしい回答をいただきましたので、ぜひとも伝統文化、これを絶やすことなく、地区のねふたに10万円。20万と言ってるわけじゃないんですよ。30万と言ってるわけじゃない。私はあのねふたをどのぐらいの値段で描いているのか分かりませんが、ねふた絵師もかなりのお金をいただいていると思いますんで、ねふたそのものは本体を動かすには50万、100万ぐらい私はかかっているんじゃないかと思います。ぜひともこの10万円、これを検討して、そうでなければ、合同運行で村長賞とかあげる必要は私はないと思いますんで、何のための村長賞なんですか。お伺いします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

賞の決め手は、私たち決めてはないんですけども、村長賞やるとか、そういうのは私たちは商工会の方でそういうのは決めてあると思ってますので。

そしてですね、先ほど私言いませんですけども、うち方で垂柳とか、それから高樋とか、高樋は参加しませんがねふた作っております。そして、村内、地区内を回って歩きます。角付料を渡してあります。そういうねふたもありますんで、川部さんの方はどういふふうな形で運行してるのかちょっと分かりませんが、まだそういう回って歩くねふたもありますんで、覚えておいて欲しいと思います。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

これで最後になりますが、来年は合同運行でもこのままで2万円で行くなら、村長賞、議長賞は、私は辞めていただきたいと思います。村長いかがですか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

もう一度聞きます。最後の言葉、ちょっと分からなかったものですから。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

48回の合同運行で、今年、村長賞、議長賞がありました。それを来年49回合同運行には、村長賞と議長賞を辞めていただきたい。その考えはありますか。お伺いします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

今言われたとおり、私の方では何も言うておりません。商工会の方で決定していることですので、今ここでどうのこうのという回答はできないと思いますので、控えさせていただきます。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

そうしますと、商工会の方に来年度は村長賞、議長賞という賞を辞めていただきたいという旨を話してください。

では、次に入ります。3番「レストランジャイゴ指定管理について」。田舎館村が高樋にある地域食材供給センターの指定管理者の公募を延長した理由について、以下3点についてお伺いいたします。

(1)番の村長の公約（観光）ですが、村の特性を活かした観光事業の充実に努めますとあり、道の駅ジャイゴのハード面を見直し、現代社会に沿ったショッピングモールやレイアウトを行い、お客様のニーズに応え、再開発を目指すと謳っておりますが、どのようにしていく考えですか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

レストランジャイゴ指定管理についてですけども、レストランをどのようにしていく考えがあるのかについてですけども、これまでのレストランの運営方法を改め、道の駅の集客に繋がるよい方法はないものか、様々な方からお話を伺っておりますが、実際にレストランの運営を検討する段階になると、難しいとの判断結果となるようでございます。今後とも引き続き、幅広く検討して参りたいと考えております。以上でございます。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

これは村長の公約で、私が今読んだのは村長の公約でありまして、私が書いた文章ではありませんが、ぜひともその村長の公約、この公約というのはやっぱり住民に、私はこれをやります、ああそうですか、頑張ってくださいと、そのため村長になったわけですので、ぜひともこの公約のとおりきっちりやっていただきたい。いかがでしょうか。村長。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

確かに私の公約ですけども、いろいろこの問題については、まだまだ煮詰めていかない問題がいっぱいあります。ものを建てられない、何もできないというふうな場所でございますので、いろいろ検討しながら今後進めていきたいと、そういうふうと考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今村長から初めて聞いたんですが、あそこにはものが建てられない場所なんですか。お伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

皆さん御存知のとおり、あそこは遺跡があります。ほとんど田舎館、あそこら辺近辺は全区画が遺跡になっておりますので、簡単にはおいそれとものを建てるとか、そういうものは相当金がかかるし、調査もしなきゃいけないということでございますので、そういう問題があるんで、今のところいろいろ考えながら、どうしたらいいのか、そういうふうに検討しているところでございます。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今村長が言いました、あそこを私が見る限りでは、道の駅とレストランジャイゴ、後は何か小屋みたいなのがあって。また第2の田んぼアートのエレベーターの、あそこもそうすると建てられない場所なんですか。お伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

はい、答えします。今現在建っている場所、あの区域については、同じ同様のよう内容のものであれば建築可能ということになります。市街化の調整区域であるとか、遺跡がある区域でありますので、その辺は注意が必要ということでもあります。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

ただものを建てられない。そうじゃなくして、建てられないんなら、なんで建てられないのか。そういうところにいつて建てる方策を考えて、やれば済むことだと私は思います。何も建てられない。そうじゃなくして、建てる方向にまず進んでいただきたい。この

レストランジャイゴの建物については、だいぶ、私が見るには老朽化しておりますが、いつ頃、これは作ったものでしょうか。お伺いします。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

お答えいたします。弥生の里については、平成9年から11年の3か年で建築してまして、早い段階でのレストランの建設だったと覚えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今の建物で平成9年から、そうすると、大体私は計算が悪いので何年経ったかちょっと今分かりませんが、中、外を見てもだいぶ古くなっていると伺います。ただ、あのままで、またその建物自体をお店にする。それを業者が来ると思いませんか。伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。確かに議員おっしゃるとおり、築25年を過ぎてまして、設備もかなり古くなっております。その設備を見た指定管理をしたいと要望があった業者さんが、やはりあの古すぎてお金がかかり過ぎるということで断念した経緯が何件もあります。こういったことからですね、建直しということはちょっと今すぐにはできませんけども、簡単なリフォーム程度のものは施しながら、指定管理者の要望に応じていきたいと思っております。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

ありがとうございました。

では、2番に入ります。令和7年度の指定期間満了に伴い、公募を開始したものの、希望者が現れず、再公募となった理由はお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

再公募となった理由についてですが、食事を提供する施設として活用するためには、指定管理者は必ず必要と考えておりますので、できるだけ再公募により応募者を募ったものでございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今村長が答弁したのは、私が聞いているのとちょっとずれがあると思います。1回目の公募をして誰も現れず、再公募をした。その理由なんですよ。で、この再公募も8月31日で、多分、晩の5時で終わったと思います。現れましたか。お伺いします。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

お答えいたします。当初ですね、6月30日までの申請期限としておりましたが、希望者が現れませんでしたので、7月31日までの期間延長をしたものでございます。その後も、7月31日までも希望者が現れませんでしたので、今は公募はしておりません。今1社ですね、申請をしてくれていますので、そちらの業者と、いろいろ点数をつけたり、業者とどのような指定管理をしていきたいかということを話し合っている段階でございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

やはり、この2回も公募しても誰も現れなかった。これはやっぱり商売の方は儲けなきゃならないから、現れないわけです。この公募して現れない。2回も現れないんですよ。じゃ、これから公募してくると思いますか、村長。お伺いします。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。先ほど私が答弁したとおり、今、一つの業者さんが申請してきておりますので、そちらの業者さんと今後詰めていくことになると思います。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

課長、ぜひその業者を逃さないように、しっかり掴めておいてください。

3番に入ります。公募者が不在であれば、行政が維持管理を行うわけになるわけなんです。維持管理者をどのように捻出する考えでありますか。管理費、すみません。維持管理費です。村長。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

維持管理費をどのように捻出するかというについては、指定管理者を決定することができなかった場合には、村が施設を管理することになりますので、維持管理を要する予算を設けて管理するというように考えております。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

この維持管理費、年間どのぐらいを見積もる気持ちですか。村長。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。まず電気ですけども、月額で20万程度。それからガスですけども、基本料金として568円。それから、これ村が直接管理するということですけども、レストランを運営するわけではなくて、建物をそのまま維持するということで計算しているものです。水道も基本料金、上下水道も基本料金で6,600円ほど。その他、建築設備の定期報告業務が19万ほど、と見積もっております。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

年間でどのぐらいになりますか。

議長（平田隆人議員）

暫時休憩します。

午前9時38分

休憩を解き、会議を開きます。

午前9時38分

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

お答えいたします。今計算してみたところ、約300万程度というふうになりました。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

収入がないのに年間300万なんです。行政では300万はたいした金額じゃないと思いますが、普通の家庭だったら300万、生きていけないんですよ。その300万を万が一、1年、2年、3年、何も来れなかった、指定管理になれなかった。どうしますか。周りの草も生えてきます。車で人がどうのこうの動くあれがなければ、アスファルトから草も生えてきます。この300万、さっき話したねふたにあげたら、大変喜ぶますよ。ぜひともこの300万をもっと削減して、電気、ガス、いわゆる光熱費、誰もいないんだったらストップして、やれるときまた再開したら私はいいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。電気、ガス、水道については止める予定となっておりますので、基本的には0円になります。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

7月の公募もないわけですから、早速止めていただきたい。無駄なものは使わないで、いい金で村を活かしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（平田隆人議員）

以上で、平川重廣議員の一般質問を終了します。

次に、3番、中山勝晴議員の一般質問を許します。

中山勝晴議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

中山勝晴議員の登壇を許可します。

3番、中山勝晴議員。

(中山勝晴議員 登壇)

3番 (中山勝晴議員)

議席番号3番、中山勝晴です。議長のお許しがありましたので、壇上にて一般質問を行います。それでは、質問いたします。

質問事項1「田舎館村合併七十周年記念式典及び祝賀会の開催について」。昭和30年4月1日に旧田舎館村と旧光田寺村が合併し、今年で70周年の節目を迎えるわけですが、記念式典と祝賀会のほかにイベントなどはやるのかやらないのか、お伺いいたします。

(1)村の基幹産業であります農業を始め、商業、工業など70周年の歩みとして、過去を振り返る写真展などを開催してはどうか。また、他のイベントなどを考えているのか、お伺いいたします。

続きまして、質問事項2「水道水の水質検査について」。8月23日の新聞に平川市碓ヶ関で水道水から異臭がするとの記事があり、次の日には大鰐町でもとありました。村での事例はあるのか。また、水質検査は定期的に行っているのか。また、前回6月定例会の一般質問で、品川正人議員が取り上げましたPFAS(有機フッ素化合物群)などの水質検査の結果はどうだったのか。お伺いいたします。

質問事項3「村の道路維持管理について」。毎年、何年も補修している道路があります。舗装し直しをしなければならない道路は何か所、何路線あるのか、お伺いいたします。私からの質問は以上です。

(降壇)

議長 (平田隆人議員)

中山勝晴議員の質問に対する答弁を求めます。

村長。

(村長 品川新一 登壇)

村長 (品川新一)

中山勝晴議員の一般質問にお答えいたします。

御質問1項目め「田舎館村合併七十周年記念式典及び祝賀会の開催について」の写真展などを開催してはどうか。また、他のイベントなどを考えているのかについては、当初から合併70周年記念式典と川部駅東口の交流施設や無料駐車場などの竣工を記念して行うこととしておりましたので、それ以外のことは考えておりません。

2項目め「水道水の水質検査について」の村での異臭事例はあるのかについては、今年度はありませんが、平成24年に給水対応をするなど、水道水の異臭問題が発生したことがご

ざいます。また、水質検査は定期的に行っているのかについては、水道水を供給している津軽広域水道企業団はもちろんのこと、村でも法令に則り定期的に検査を行っております。また、PFASの検査結果はどうだったのかについては、先月8月にPFASの検査を実施し、異常ないことを確認しております。

3項目め「村の道路維持管理について」の舗装の補修が必要な道路は何か所か、何路線あるのかについては、村では交通量の多い幹線など45路線、43キロの路面性状調査を行っておりますが、令和6年度に行った調査結果で17路線、約10キロの道路について、修繕が必要と判断されましたので、計画的に補修工事を進めているところであります。以上で、私からの答弁を終わります。

(降 壇)

議長（平田隆人議員）

答弁漏れはありませんか。

再質問を許します。

3番、中山勝晴議員。

3番（中山勝晴議員）

他のイベントは考えていないということでもありますけども、お隣の平川市では20周年記念で動画やブラスバンドのコンサートをやるとか。そこまでやらずとも、村に貢献した歴代村長や議長、また、村発展に頑張られた方々に感謝状などを送ってみてはいかがでしょうか。村長、どうですか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。確かに今年度行っている他団体の合併記念式典においても、イベント等は行っておるのは承知してございます。村で行う合併記念式典ですが、前回のようには村民歌を制定した際には子どもたちに来賓の皆様の前で歌っていただくとか、弘大のコンサートを一緒にやるとかそういったイベントと一緒に合併記念式典をやる場合と、この庁舎ができたときの合併記念式典は庁舎の落成と一緒に記念式典をやる、そういった形で使い分けをしてございます。村長がおっしゃったとおり、今年度はヤード開発、これがある程度進んで終わりますので、それに合わせて今年度は一緒にやりたいとい

うことでイベントの方は考えていないものでございます。

あと、歴代の村長さんとか議長さんのお話がありましたけれども、今回の合併記念式典においても歴代の方々に御案内をして招待を差し上げているところでございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

3番、中山勝晴議員。

3番（中山勝晴議員）

分かりました。できれば、感謝状などを送ってみたいかなと思いましたが。

続きまして、質問事項2であります。水質検査はしていると、異常なしと、PFASは異常なしと。水は命の源であります。特に今騒がれているPFASの場合、法的義務がないということでも、村民の方々に安心を与えるためにも定期的に水質検査をしてもらい、公表していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

暫時休憩します。

午前9時50分

休憩を解き、会議を開きます。

午前9時52分

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

はい、お答えします。水質検査結果については、年度末に次年度の検査の計画と一緒に公表しております。PFASについては、今年度まだやったばかりですので、ちょっとその辺は検討したいなど、早めの報告というか、そういうのはしたいと思っております。以上です。

議長（平田隆人議員）

中山勝晴議員。

3番（中山勝晴議員）

一つよろしく願いいたします。

続きまして、質問事項3であります。17路線補修しないとならないところがあるということでもあります。補修しても補修しても、穴が開き、砂利が散らばって、危ないわけがあります。特にバス路線や通学路線は早く舗装し直していただきたいと思いますが、どのようなお考えかお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

はい、お答えします。スクールバスの路線とか、そういうところについては早めの対応というのが必要かと思いますが、先ほど言いました調査とかを基に、またこちらのパトロール、あと住民からの情報とかを見ながら現状を確認して、少しずつ進めていかないといけない。それまでの対応としては、穴埋め等で何とかそこは対応していきますので、その辺については御理解いただきたいと思います。

議長（平田隆人議員）

中山議員。

3番（中山勝晴議員）

分かりました。できるだけ予算を組んで、早めに補修をお願いいたします。以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（平田隆人議員）

以上で、中山勝晴議員の一般質問を終了します。

ここで、暫時休憩します。10時05分まで休憩いたします。

午前9時54分

休憩を解き、会議を開きます。

午前10時05分

5番、小野正幸議員の一般質問を許します。

小野正幸議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において、小野正幸議員の一般質問を許可します。

5番、小野正幸議員。

5番（小野正幸議員）

5番、小野正幸です。何回やっても不慣れで、ちょっと、さっき水を飲みながら潤して参りました。

今回は、地区の集会施設について御質問させていただきたいと思います。3月の議会において、平川議員の質問と重複する部分があるとは思いますが、今回、とりわけ大根子と垂柳の両公民館について次の4点をお伺いします。

1、両公民館が建築された時期についてお伺いします。

議長（平田隆人議員）

小野正幸議員の質問に対する答弁を求めます。

村長、自席にて答弁願います。

村長（品川新一）

地区集会施設について、建築された時期についてですが、それぞれの公民館が建築された年は、大根子公民館が昭和46年12月、垂柳公民館が昭和47年10月となっております。ちなみに参考ですが、大根子公民館は53年8か月、垂柳公民館は52年9か月でございます。

議長（平田隆人議員）

再質問を許可します。

5番（小野正幸議員）

今、50年以上経過している建物であるということですが、昭和46年、47年といえば都市計画法が制定されたのが46年、田舎館でも市街化区域、調整区域の指定区域という区域が指定されたところと認識しておりますが、各この建物については、建築確認等を受けていたものでしょうか。

議長（平田隆人議員）

暫時休憩します。

午前10時08分

休憩を解き、会議を開きます。
建設課長。

午前10時11分

建設課長（中村甲一郎）

建築確認は受けております。はい。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

ありがとうございます。建築確認を受けているということで、その当時の基準法に則った、建築をされたものと思います。なんでそういう、こういう話というか、質問するかというと、もう50年以上経ってる建物で、木造で言えばもう耐用年数を超えているというその中で、何年ぐらい経ったのかなというのを知っていただくために質問をさせていただきました。ありがとうございました。

続いて、2番の補助金の設定時期、限度額についてお伺いしたいと思います。お願いします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

補助金の設定時期及び限度額についてですけれども、地区会施設に対する補助金については、改修工事や解体工事に関する補助金を始め、駐車場舗装工事、頓所や警鐘台に関する補助金など、必要に応じて新たな補助金を追加したり、金額を増加させたりして参りました。

集会施設の設置工事に関する補助金の設定時期は古い資料がございませんので、正確な答弁はできませんが、補助金額については、地区会の人口に5,000円を乗じる人口割の金額と、補助対象金額から人口割を差し引いた額の半額、その半額の限度額は1,000万円となっ

ており、その合算額を補助金額としております。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

人口割と上限が1,000万ということで、今お伺いしました。この1,000万円が適当なのかどうかというのは皆さんで判断していただかなければならないと思いますが、まず、坪単価が私の住宅でおおよそ、私事で申し訳ないですが、40年暮らしてます。そのときの坪単価、3.3平米当たり30万ほどで収まっております。現在、30万どころか3倍の平米90万ほどないと一般住宅でも建てられないというふうなことを考えれば、この1,000万円というのは適当な額ではないと思いますが、見直し等を含めてお考えがあるか質問したいと思えます。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。今、小野議員がおっしゃられたとおり、木造の建物というか建築物全体において、建築の単価、原価ですね、こちらの方が上がっているというのは承知をしております。で、村長が答弁したとおり、そういったところを考慮して、いろいろ検討をしているところでございます。我々の方で今掴んでいるもの、正式なものとしては、国土交通省であるとか国交省の方で使っている木造の建物の坪単価、平米単価、こういったものを参考にするわけなんですけども、これは要は今年度使っているものは前年度の結果を基に反映されているもので、村長の答弁の中でもございましたとおり、現在、建築物価はですね、建築費の指数を見ても木造の住宅であって、先月より0.3パーセント増加してますよと、昨年と同月比で見ても、昨年と比べても3.4パーセント増加していますよということで、まだまだ増加する傾向なのかなというところもありますので、今すぐにこの額を決めるっていうよりも、もうしばらくその様子を見てですね、来年度であるとか、そういったところギリギリまで検討して、決定していきたいなというふうには考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

今、検討していただくということでお言葉をいただきました。確かに今の現状を見ると、坪単価は今答弁いただいたように上がっている。材料がない。ですので、今月いただいた見積りがこの先どのくらいもつのかというのは、もう分からないというふうな、今そういう状況じゃないかと思えます。なので、早めに、やっぱり大根子についても、垂柳についても、選挙等で使う施設でもありますし、また何かあったときにはそこを利用しなければいけないということを考えれば、耐用年数等踏まえて、この先考えていただきたいなというふうに思えます。ということで、2番はそういうことでお願いしたいと思えます。

3番の年間の地区への、当然地区に譲与してるわけなんですけど、維持していくためにはいろいろと維持費がかかっております。その管理費の中に維持費、これらも含まれているのか、お伺いします。いるとすれば、先ほども何回も言いますが、50年以上暮らしている建物を維持していくために、どのくらいが適当なのかというのは、ちょっと示してもらえればありがたいかなというふうに思えます。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

(3)番の地区管理費の中には維持費も含まれているのかについてですけども、毎年、地区会の補助をしている行政経費補助金の内訳には、各地区会の施設面積1平方メートル当たり200円の集会施設修理費など、維持管理に要する経費を含めた補助金となっております。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

維持費の平米当たり200円っていうのは適当なものなのか、どうなのかということを考えると、とてもそれでは間に合わないのではないかなというふうに思えます。現在、地区の公民館を守っていくといいますか、維持していくために、地区でどういうふうなことをやっているかという、自分たちでやれる範囲においては、地区会の皆さんにお願いし

て、やっているのが現状ではないかなというふうに考えます。例をとって言えば、例えばペンキ塗り。屋根のペンキ塗りと、それから簡易なものについては行政の方にお話することなく、やれる範囲でやっているように思います。なので、これからも維持していくためには、あちこちこう直さなければいけない、そういう部分が多々出てくると思います。なので、このところは、200円の見直しは、できれば地区において積立てができるような、何かあったときに行政に頼らなくても、自分たちでやれるようなそういう対応ができれば嬉しいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。小野議員の考えのような補助の仕方というのものもあるかなと思っておりますけども、村としましてはお話になったとおり屋根の改修であるとか、そういった場合はそれ用の施設の改修事業の補助金とか、そういった補助金をまた別個に設けてそれに対応をしてございます。

村長が言った平米200円っていうのはですね、それ以外の、なんていうんですかね、例えばガラスが壊れたとか、そういったものに使っていただくと。使った、使わないではなくてですね、役場の方で毎年そういったものに使ってくださいという趣旨でですね、補助をしているものでございます。それ以外で大きなものがあれば、その都度地区会の方から御相談をいただいて対応しているということでございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

私の認識不足だとすれば、地区会で自分たちではやれるんだという思いで多分やってきたのかなというふうなものがありますんで、今後そういうときにはやっぱり行政の方とも連絡を密に取りながらやっていかなければいけないのかなというのは、ちょっと再認識させてもらいました。

続いて、4番の地区住民の負担の割合を低く抑えて、建替えを実施できないか伺いたいと思います。というのは、やっぱり世帯数の少ない地区であると、この地区の割り、先ほど1,000万の話出ましたけれども、そういう中で残りをどうするのって

う話になると、地区の住民にお願いする部分も多々あると思うわけですね。その中で世帯の多い地区であれば、これは皆さんの負担の割合も少なくて済むのかなと思いますが、世帯の少ない地区においては、それはもう大変なことで、それでは建替えもできないなというふうなことになっていこうかと思います。ところが、建物自体は段々段々老朽化して参りますので、待ったは利かないような状態になります。そういうことで、地区の住民がこのくらいではやれるよっていうふうなことがもできるとすれば、その辺をちょっとお教えできればなというふうに思います。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

4番目の負担割合を低く抑えて建替えを実施できないかについてですけども、集会施設の設置に関する補助金については、物価高騰の影響を考慮して、補助金額の設定内容や限度額の見直しをしたいと考えておりますが、最新の建設物価、建築費指数でも、木造住宅の工事原価は上昇しており、しばらく様子を見たいうで限度額の決定をして参りたいというふうに考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

今の村長の言葉、すごくありがたいと思います。ぜひ前向きに考えていただいて、実施が、早い時期に実施ができるようお願いしたいと思います。1番はそのくらいにしたいと思います。

続いて、2番の「田んぼアートについて」。今年の田んぼアートの出来栄は昨年との比較にはなりますが、稲の状況も順調に生育しているように見えました。今夏の暑さのせいでしょうか、一部地肌ついていきますか、泥が見えている状況が見受けられるところもありましたが、少しずつ以前の状態に戻りつつあるように実感しているところでもあります。そこで、次の6点についてお伺いします。

今年度の直近の入館者の推移をお知らせ願いたいと思います。あわせて、もし金額等が分かるのであれば、直近のところをお願いできればなと。おおよそで構いません。申し訳ないです。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

直近の入館者の推移についてでございますけども、田んぼアートの入館者数は8月末現在で、第1田んぼアートが4万2,574人、第2アートが3万7,052人、合わせて7万9,626人となっております。以上でございます。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

私の方から金額の方をお知らせいたします。8月末でですね、第1田んぼアートは1,059万9,900円、第2田んぼアートは922万9,000円で、合計が1,982万8,900円となっております。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

ありがとうございました。なかなか、見ている展望台とかに上がっている人を見てれば、今日も来てるなっていう感じを受けてはいましたが、それこそ入館者の伸び、金額について言えば、少し私が見ていたものとはちょっと違うなというふうに受けました。ありがとうございました。

次の2番の、コロナが明けて少しずつではあるが、入館者が戻りつつあるという実感はあるかお伺いしたいと思います。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

2番目の入館者が戻りつつあるという実感があるかについては、田んぼアートを観覧するため、役場を訪れる車の量などを見ていると、入館者は元に戻りつつあるものと実感し

ております。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

はい、車で来られる方、他県ナンバーの方が多々見受けられます。ぜひともまた以前のような形に戻ってもらえれば大変嬉しいかなと思います。村長今、元に戻りつつあるという実感ですので、私らも期待して村の唯一のお客様を呼べるものであるので、これからもできる限りやっていければなというふうに思います。

そうすれば、3番のコロナ前との比較をちょっと示してもらいたいなというふうに思います。今現在のやつと。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

3番目のコロナ前との比較についてでございますけども、令和元年8月末の入館者数と比較しますと、第1田んぼアートは8万9,493人で、4万6,919人の減、第2田んぼアートについては7万1,279人で、3万4,227人の減となっております。以上でございます。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

今お伺いしました、コロナ前と比べて8万近く、第1、第2合わせて8万近く減ってるわけなんですけど、やっぱり一度休んだり、昨年みたいなことがあれば、やっぱりそれが響いていくのかなというふうにも実感しているところであります。少しずつコロナ前に、一気に戻すのは大変だとは思っているので、少しずつ回復できるような方向でやってもらえればいいかなと思います。

続いて、4番の入館者の反応、こちらに来てよかったとか、そういうふうなものを確認できる方法が必要と考えますが、村長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

4番目の入館者の反応を確認できる方法が必要と思うが、についてございますけども、観覧に来た方が田んぼアートを見てどう思うかは、貴重な御意見だと思っております。田んぼアート会場において、観光案内員が観覧者に配慮しながら、田んぼアートの感想などを伺っておりますので、いただいた意見の中で改善に繋がるものは今後の参考としているものであります。以上でございます。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

職員が観光に来られた方の意見をお伺いしているというお話でした。それを村の村民にお知らせするような、そういう考えはお持ちでしょうか。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。今のところは考えておりません。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

できれば、皆さんにこういうふうにしてるんだ、良い悪い抜きにして、いいところばかりではなく、こういうところを改善しなければいけないという、そういうところもあるかと思っておりますので、それを村民に広く知っていただいて、こういうふうになればいいんじゃない、ああいうふうになればいいんじゃないという村民からの声も聞く機会を設ければいいのではないかと思います。今、今現在考えてないということですが、今後ぜひとも考えてもらえればというふうに思います。これはお願いにしておきます。

次、5番目のインバウンドの対応についての取り組みをお伺いしたいと思います。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

インバウンド対応の取り組みについてでございますけども、田んぼアート会場に多言語を話せる職員を配置することはできませんが、チラシや会場の注意看板など、英語や多言語表記をしながら、対応しているものでございます。以上でございます。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

インバウンドについては、日本人か日本人でないか分からないという方も多々いらっしゃるかと思います。その中で、例えば今チラシとかっていう話、パンフレット等々のことで、今対応されているということでしたが、実際職員が他国の人とお話する機会、あると思うんですが。その辺については今現在どういうふうに、それこそパンフレットとか、チラシ等々で済ませているのか、そういうのをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。今現在はですね、現場にいる職員のスマートフォンを使って、翻訳ソフトを使いながら、交流というか、お話をしているところでございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

6番（小野正幸議員）

今、会話はしてないのではなく、スマートフォンで会話をしているというお話をしまし

た。そのスマートフォンについては、村支給のものなのか、個人のものなのか。その辺ちよっとお伺いしたいと思います。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。職員個人所有のものでございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

職員個人の所有とすれば、個人のを、ソフトを使いながら会話をしているということで、これに対する、例えば村の考え方。いや職員一人ひとり、当然個人でいきますと、私よくスマホをよく分かりませんが、ギガ数とか決まっていて、それによって契約をされているみたいなんです。そういったことを考えたときに、例えば借上げであったり、いや職員一人ひとりに対応できるスマホを持たせたりという、そういう考えがもしあるとすれば、お伺いしたいなというふうに思います。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

実は以前はですね、村で購入したiPadを使ってやっていたんですけども、そのiPadが古くなってしまってますね、動きも悪く、新しいソフトが使えない状態になってましたので、今年度の途中からそういった職員個人のスマートフォンで対応している状況でございます。新しい機種をですね、来年度、新年度の予算で要求したいと思っておりました。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

新しい機種というのはiPadなので、よろしいんですか。それとも、それこそ個人が持っているスマホでやるような形というふうに考えてますでしょうか。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えします。今のところiPadを考えておりますが、予算の状況によってはiPadではなくて、通常のAndroid版のタブレットですとか、もしくは通訳に特化した機器になる可能性もありますけども、今のところはiPadで考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

今は個人のものを使ってますが、今後は行政のものを使わせるという考えで認識してよろしいでしょうか。はい。そういうことで、ぜひともこれからもインバウンドについては増えてくると思いますし、対応がやっぱり必要じゃないかなと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

最後、青森港へのクルーズ船が来ることによって、田んぼアートの効果はあると感じられておりますでしょうか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

クルーズ船来航による効果はあると感じるかについてでございますけども、青森に寄港する外国籍船から田んぼアートを観覧したいという主体という団体のツアー予約はありませんが、寄港した日本籍船からの団体のツアー予約はあります。

また、クルーズ船が寄港しているタイミングで、外国からの観覧者が見受けられることから、クルーズ船の来航による効果はあるものと感じております。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

あるものとして今後も対応されていくということでお伺いしました。ぜひともまた以前のような賑やかな村ができていければいいかなと思います。

最後に、ここにはちょっとないんですが、今、ライブで流してる、ネットで流してる、そういうことで、観覧客が、こちらに来られる方が、なも行がねしてもいいじゃっていうふうな思いにはなっていないか、そこだけちょっとお伺いしたいと思います。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。中にはもしかしたらそういう方がいらっしゃるかもしれませんが、私どもの方では今どういう状況の田んぼアートかということで確認してもらって、できれば御自身の目で見ていただいて感動を味わっていただきたいという案内をしております。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

これからもライブをひっくるめて、どんどん全国の方に伝わるようにお願いしたいと思います。以上で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（平田隆人議員）

以上で、小野正幸議員の一般質問を終了いたします。

次に、4番、田澤隆議員の一般質問を許します。

田澤隆議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において、田澤隆議員の一般質問を許可します。

4番、田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

4番、田澤隆です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問の方入らせていただきます。

質問事項1「コミュニティ推進事業について」。田舎館村では地域づくり事業の一つとして、コミュニティ推進事業があります。夏祭り、夜宮、地区交流会など地区会が行う催しにおいては大変ありがたい事業で、世代間交流や地区の活性化などに必要とされる事業と思われま。この事業が始まって数年経ちますが、現在の状況について以下の3点について伺います。

(1)初年度からの補助金を活用している地区会の数の推移を伺います。

議長（平田隆人議員）

田澤隆議員の質問に対する答弁を求めます。

教育長、自席で答弁願います。

教育長（工藤義明）

はい。補助金を活用している地区会の数についてお答えします。コミュニティ推進事業については、夏祭り等の交流会を通して地域住民が心の触れ合いを深め、地域の活性化を図ることを目的とし、平成22年度から実施しております。

初年度の平成22年度に活用した地区数は、夏祭り等の実施により15地区となっており、平成23年度以降、令和元年度まで13地区から18地区が活用実績となっております。

また、令和2年度以降は、夏祭り等のコミュニティ推進事業のほかに、伝統芸能の保存・活用事業等についても対象に加え実施しておりますが、令和2年度から令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、例年の半分以下の地区数の活用実績となっております。

その後、感染状況の変化に伴い、令和5年度が13地区、令和6年度については17地区による活用実績となっております。今年度は8月末現在で、17地区からの申請に対して補助金を行っております。以上であります。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

地区の数がコロナ後は増えてきているということでありますけれども、いわゆる補助金、活用している。いわゆる上限6万円でありますよね。10万円以下であれば5万円というような感じですが、全てがこの上限6万円の方を活用しているものかどうか、その辺を伺います。

議長（平田隆人議員）

生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤勝彦）

はい、お答えいたします。コミュニティ推進事業につきましては、夏祭り等の事業に関しましては上限6万円の活用となっております。そのほかにねふた等ですね、伝統芸能の事業もございますけれども、そちらについても2万円ということで、上限額2万円ということで活用されてございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

ありがとうございます。それにリンクした形での次の質問に入らせていただきます。
(2)上限の6万円の根拠と、それから毎年の予算の推移ですね、その辺を伺います。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

上限6万円の根拠と予算の推移についてお答えします。初年度の平成22年度から平成26年については、物品の購入や借上料等を対象経費として1地区5万円を補助しております。また、平成27年度以降については、イベント出演者の講演料等を含め対象経費の範囲を広げ、予算の範囲内において1地区6万円を上限として交付しております。以上であります。

議長（平田隆人議員）

田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

これ、地区の数も増えて参りましたし、(2)の中でこの毎年の予算の推移、トータルですね、トータルで予算あげてると思うんですけども。その辺の推移をちょっと伺います。

議長（平田隆人議員）

生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤勝彦）

はい。予算の推移につきましては、村内20地区を対象に6万円というふうに予算の方を計上してございます。そのほかにもつきましても、地区数に応じて予算の方を計上してございました。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

はい、ありがとうございます。またリンクしながらの3番の質問に入ります。最近の物価高を受けて、上限額の変更を考えているのかを伺います。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

物価高を受けて、上限額の変更を考えているかについてですが、物価高に伴う上限額の変更については、様々な事業を実施するうえで、総合的な判断が必要となってくると思われますので、今後慎重に検討して参りたいと考えております。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

(1)、(2)で私聞いてきたので、ちょっと今、20地区のまとめた形ですね、要は活用している、していない関わらず、20地区を対象とした予算を毎年あげているという形であればで

すね、現在17地区、こちらにほかの対応してない部分の3地区分の予算ありますよね。こちらの方の予算を1万なり、2万なり、上乘せするのも今のこの物価高の中では必要なんじゃないかなというふうに感じております。まずこの催しを行うに当たりましては、それぞれ地区の役員方が数か月前から計画を組んで大変な努力をするわけですよ。同じ内容で進めていくとなれば予算不足でありますし、縮小や質の低下など、そういった部分に響いてくると思います。ぜひこの辺はちょっと予算を20地区で設けているのであれば、その年で活用していない地区の分、その辺を按分して、上乘せして、地区を活性化させるために活用していただければと思います。

それでは、次の質問に入ります。質問事項2「村有財産（土地）について」。村内においては、個人の空き家、空き地について度々問題となっていますが、建物が建っていない土地の状態での村有財産について問題等はないか、以下の2点について伺います。

(1)現在使用していない空き地状態で所有している土地はあるのか伺います。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

空き地状態の土地があるのかについてでございますけども、一般的な住宅を建てるものが制限されている、市街化調整区域外にある旧田舎館小学校跡地と、旧水道管理事務所、諏訪堂にある跡地の2か所は、ある程度の面積がある更地となっております。

また、道路整備などに伴う残地などは村内各所にありますが、利活用は難しい土地と考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

なかなか一般では活用しにくい土地というような答弁であったわけですがけれども、それらの部分も一応草が生えたり、また柵を設けているのであれば、補修等関わってくる案件だと思います。年間の維持管理代というのは、どのくらいかかっておりますでしょうか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。全ての土地ということではございませんが、ある程度面積があるところ等につきましては、年間2回ほど職員が草刈りを実施してございます。あと、住民の方からの情報であるとか、苦情であるとか、そういったものが発生した場合には、その都度対応をしております。ですので、特段その場所の維持費というか、そういった形での予算は盛っておりません。以上です。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

ありがとうございます。

それでは、(2)今後、明確な使用目的のある土地はあるのかを伺います。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

今後、使用目的の土地はあるのかについてでございますけども、過去に村が所有する土地で利活用が可能な土地を一般公募により売却をしたことがあります。

また、旧水道管理事務所跡地についても一般公募をした経緯はありますが、制限などがある土地のため、購入希望者がなかったものであります。

現在、将来的に使用目的となる土地はありませんが、利活用できる条件を整えば検討したいと考えております。以上でございます。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

なかなか厳しいものがあると思いますけれども、今後もそういった形で延々と維持管理していくというのも、これもまた大変なことだと思います。何かしらの方法、そういうものを国なり、県なりの指導を仰ぎながら身を軽くしていくのも一つの手段かなというふうに感じております。

ちなみにですね、このタブレット内にも入っております決算関係等説明書52ページにあります、財産に関する調書というところの中に、山林とあります。このことについてちょっと伺います。

議長（平田隆人議員）

暫時休憩いたします。

午前10時54分

休憩を解き、会議を開きます。
産業課長。

午前10時54分

産業課長（工藤和裕）

お答えします。村では、国有林に分収林契約に基づいて植林したところがあります。村でいうと、黒石の青荷澤と平川市の切明、摺毛にありまして、そのものです。その分収林のことです。以上です。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

その中にも面積書いてあり、かなりの面積だと思っておりますけれども、それらについての維持管理、また今後のその山を持っていることによって、どういう活用方法、そういうものがあるのかを改めて伺います。

議長（平田隆人議員）

産業課長。

産業課長（工藤和裕）

今かかります9月補正にですね、分収林の売買の収入がありますけれども。実は一件入札がありまして、その部分について杉とカラマツですが、売れました。その国と村分について分収割合あるんですが、売れた分の8割入ってきます。それを9月の補正の収入の方に見ております。以上です。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

ありがとうございます。今、課長さんおっしゃったように、これは木を売った金額であって、土地はそのまま今後も残っているっていう形になるのでしょうか。

議長（平田隆人議員）

産業課長。

産業課長（工藤和裕）

土地は村のものではなくて、その上に生えている植栽した木が対象になりますので、土地に関しましては国有林ですので、国のものになります。以上です。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

ありがとうございます。多少なりともこの村の収入になるということは喜ばしいことでありますので、ぜひこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

議長（平田隆人議員）

以上で、田澤隆議員の一般質問を終了いたします。

次に、7番、品川正人議員の一般質問を許します。

品川正人議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

品川正人議員の登壇を許可します。

品川正人議員。

(品川正人議員 登壇)

7番（品川正人議員）

私からは一つだけ質問させていただきます。「観光いちご園閉園の経緯と今後の利活用について」です。農業と観光を通じた地方創生を目的として、村、稲華会、田舎館いちご研

究会が田んぼアートの里ブランド化推進協議会を平成28年8月に設立しております。同協議会では、村商工会向かい側に温泉熱を利用したビニールハウス18棟を整備し、直売所を完備、いちごの通年栽培による観光いちご園を開園されました。

観光いちご園は、協議会の構成団体が主体となり設立した株式会社アグリイーな田んぼアートの里によって運営され、いちごを使ったスイーツやいちごの生ジュース、あさゆきなどの特別栽培米などを販売しておりましたが、令和6年8月31日閉園になったと認識しております。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

農業の振興と地方創生を目的として実施された観光いちご園の閉園に至った経緯と、ビニールハウスをはじめ、園地の管理状況についてお尋ねいたします。

二つ目として、今後の利活用をどのように考えているのかお伺いいたします。

終わります。よろしく申し上げます。

(降 壇)

議長（平田隆人議員）

品川正人議員の質問に対する答弁を求めます。

村長。

(村長 品川新一 登壇)

村長（品川新一）

品川正人議員の一般質問にお答えいたします。御質問の「観光いちご園閉園の経緯と今後の利活用等について」の1点目、閉園に至った経緯と園地の管理状況については、平成28年8月に設立した田んぼアートの里ブランド化推進協議会は、平成30年8月に株式会社アグリイーな田んぼアートの里として法人化され、観光いちご園の管理運営をして参りましたが、新型コロナウイルスの流行や令和5年の猛暑の影響などにより、売上げが減少し、経営不振に陥ったものであります。その後、令和6年8月をもって観光いちご園を閉園しておりますが、会社自体は廃業ではなく、存続しておりますので、現在の管理状況としましては、会社側が管理している状態となっております。

2点目、今後の利活用をどのように考えているのかについては、村として元のように観光いちご園の復活を望んでおりますが、会社側の判断によるものと考えております。以上で、私からの答弁を終わります。

(降 壇)

議長（平田隆人議員）

答弁漏れはありませんか。
再質問を許します。
品川議員。

7番（品川正人議員）

会社側と言いますが。管理は会社側、ちょっと分かんないですけど。会社。

議長（平田隆人議員）

産業課長。

産業課長（工藤和裕）

法人化しましたので、会社の方で管理は行っております。以上です。

議長（平田隆人議員）

品川議員。

7番（品川正人議員）

あとはいいんですけども、再質問いいんですけども。今いる場所が田んぼアートの裏側と庁舎との間にあるんですけども、あすこのいちご園の、元のいちご園は草がいっぱいおがってさ、本当に汚いですよ。それ、せばその会社の方にやっていただければ嬉しいんですけども。

議長（平田隆人議員）

産業課長。

産業課長（工藤和裕）

会社の方に伝えておきます。以上です。

議長（平田隆人議員）

以上で、品川正人議員の一般質問を終了いたします。
次に、1番、阿保勇人議員の一般質問を許します。
阿保勇人議員の一般質問の方式は、一括質問方式です。

阿保勇人議員の登壇を許可します。

1 番、阿保勇人議員。

(阿保勇人議員 登壇)

1 番（阿保勇人議員）

1 番、阿保勇人です。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、質問を始めさせていただきます。

質問事項は「屋外の多目的トイレ設置について」となります。現在、中学校グラウンドには屋外トイレがなく、サッカー部、野球部、陸上クラブが日常的に屋外での活動をしています。また、ねふた祭りや相撲大会などの地域行事も行われており、来訪者は校舎内のトイレを利用しております。その際に、校舎の防犯面でのリスクや障害者、高齢者、乳幼児連れへの利便性の課題があることから、以下の4点についてお伺いします。

(1)村として、この課題をどう認識し、現時点で多目的トイレ設置をどのように検討しているのかお伺いします。

(2)屋外に設置することによって、防犯、利便性の向上に加え、災害時や地域行事での活用という多面的な効果を期待できると思うのですが、将来的な整備計画に位置付ける可能性についてもお伺いします。

(3)グラウンドにはクラブハウスがあり、トイレはないと認識しておりましたが、耐用年数を過ぎ、老朽化による改修工事、屋外トイレ設置の計画はございますか。

(4)国や県の補助制度を活用し、当村の整備計画に位置付ける可能性をお伺いします。

私からの質問は以上です。

(降 壇)

議長（平田隆人議員）

阿保勇人議員の質問に対する答弁を求めます。

教育長。

(教育長 工藤義明 登壇)

教育長（工藤義明）

阿保議員の一般質問にお答えします。1項目の1点目、屋外の多目的トイレ設置について、部活動や地域行事などの活動で、学校内のトイレを利用するにあたり、障害者等の利便性に多少なりとも課題はあると思いますが、緊急性はないと認識しております。また、現在のところ、安全管理については、施錠すれば校舎内へ侵入できないようになっており

ます。このようなことから、利用に際しては、防犯面で特に支障を来たすということはないと考え、現在のところ、多目的トイレの設置については検討しておりません。

2点目、将来的な整備計画に位置付ける可能性について、災害時や地域行事活動時の活用も現状において、十分対応できるものと考えております。整備計画に位置付ける可能性はありません。

3点目、クラブハウスの改修工事及び屋外トイレの設置計画について、クラブハウスは建築から35年経過しているものの、現時点において、緊急性があり、大規模な修繕が必要とされることなく、通常の維持管理で十分利活用できる状況にあることから、今のところクラブハウスの改修工事及び屋外トイレの設置計画はありません。

4点目、国や県の補助制度を活用した整備計画に位置付ける可能性について、建替えが必要と判断される場合には可能性はあると考えますが、現状において十分利活用できることから、現在のところ、整備計画に位置付ける可能性はありません。以上で、私からの答弁を終わります。

(降壇)

議長（平田隆人議員）

答弁漏れはありませんか。

再質問を許します。

阿保議員。

1番（阿保勇人議員）

御答弁ありがとうございます。(1)についてになります。再度確認させていただきますが、今回のトイレ設置は単なる利便性の向上だけではなく、児童生徒の安全確保や防災機能の強化、そして地域住民の安心にも繋がる公共性の高い整備だと捉えております。実際に、部活動や地域行事で学校を利用される方からも、屋外トイレがあれば安心だという声が届いております。こうした住民の声を今後の計画に反映していただけるのか。また、一度に整備が難しい場合でも、段階的な整備やほかの予算と組み合わせた整備を視野に入れて、前向きに検討していただけるのか。その点について、村の考えを改めてお聞かせいただけますでしょうか。

議長（平田隆人議員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

はい、お答えいたします。現在、部活動であったり、ねふたであったり、例えば相撲大会などで学校内のトイレを利用しております。一部障害者、例えば重度の障害者とか、そういう方使う場合においては、全面バリアフリーではありませんので、その部分においては多少なりとも課題はあるということは認識しております。

しかしながら、学校内のトイレを利用しているということで、中から鍵もかけて、防犯面でも特に問題になるようなこともなく、これまで利活用していることから、逆に学校内のところにあることによる管理であったり、そういった部分でメリットもたくさんあるというふうに考えております。

ですので、今のところは将来的な整備計画に位置付ける可能性はないものと考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

阿保議員。

1番（阿保勇人議員）

お答えいただき、ありがとうございました。ぜひ前向きに御検討いただいて、地域行事への活力へも繋いでいただきたいと思います。願っております。

二つ目の質問になりますけれども、この屋外多目的トイレの設置は、学校の防犯や地域行事のためだけではなく、災害時には避難所機能を補完する設備としても価値があると考えております。学校周辺には消防署や駐在所もあり、防犯カメラの設置と合わせれば、管理体制も確保しやすい立地と考えておりました。そうした点も踏まえて、国の防災関連の補助制度を活用しながら、少しずつでも改善を進めていくことはできないものでしょうか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。今、議員の方がおっしゃられたとおり、田舎館中学校のグラウンドの方なんですけど、こちらの方は緊急避難場所。あの校舎自体は避難所になってるんですけども、グラウンドについては緊急、要は通常の台風であるとか、そういった災害ではなく、大規模な災害が発生したときに、いわゆる最近ニュースとかでも取り上げられ

ているとおり、車中泊による避難であるとか、そういった場合の場所として村の方も指定してございます。国の方もこの車中泊については、通常に起こり得ることだということで、避難に当たっての指針であるとか、そういったものを今整備しておりますけども。避難する方も当然トイレ、自分たちで車で逃げるに当たって、簡易トイレであるとかそういったものを所持してくださいよっていうことで進めておりますので、村としては避難所におけるトイレというのは現状で不足しておりますので、今現在は避難所におけるトイレの整備に今力を入れているものでございます。ですので、この緊急時の避難場所っていうものまでは、今まだ進んでいないというのが現状でございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

阿保議員。

1番（阿保勇人議員）

ありがとうございました。はい。最後になりますけども、今の防災関連の補助とはまた別で、国の学校施設環境改善交付金という制度もございまして、これが今後屋外トイレも対象となれば、国庫補助が3分の1ありまして、更に地方財政措置を組み合わせると自治体の実質負担は3割程度まで減らせると伺っておりました。ぜひ子どもたちが安心して学べる環境を整えることは、地域にとっても大きな財産かと思っておりますので、ぜひトイレからも一歩ずつ進めていただけることを期待しております。

本日は、平川議員のトイレから始まり、私のトイレで終わる質問でございましたが、ぜひ御検討していただけますよう、村長とトイレの神様へもお祈りしながら、私の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

散会

議長（平田隆人議員）

以上で、阿保勇人議員の一般質問を終了いたします。

これをもって、一般質問を終結いたします。本日の日程は全部終了しました。

これにて、散会いたします。

御苦勞様でした。

午前11時16分 散会

議事日程第3号 令和7年9月12日（金） 午前9時開議

- 第1 議案第38号 専決処分の承認について（専決第8号）
- 第2 議案第39号 令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第3号）
- 第3 議案第40号 令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第4 議案第41号 令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第5 議案第42号 令和7年度田舎館村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第6 議案第43号 令和7年度田舎館村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 第7 議案第44号 令和7年度田舎館村下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第45号 令和7年度田舎館村水道事業会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第53号 田舎館村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第54号 黒石地区清掃施設組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について
- 第11 議案第55号 財産の取得について
- 第12 議案第56号 財産の取得について
- 第13 議案第57号 財産の取得について
- 第14 議案第58号 田舎館村児童センターの指定管理者の指定について
- 第15 議案第59号 田舎館村老人憩の家の指定管理者の指定について
- 第16 議案第60号 田舎館村ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 第17 議案第61号 田舎館村光田寺コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第18 議案第62号 田舎館村都市公園弥生の里及び田舎館村畜産総合普及センターの指定管理者の指定について
- 第19 議案第63号 田舎館村農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 第20 議案第46号 令和6年度田舎館村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第47号 令和6年度田舎館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第48号 令和6年度田舎館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第49号 令和6年度田舎館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第50号 令和6年度田舎館村農業集落排水事業会計決算及び剰余金処分計算書認定について
- 第25 議案第51号 令和6年度田舎館村下水道事業会計決算及び剰余金処分計算書認定について
- 第26 議案第52号 令和6年度田舎館村水道事業会計決算及び剰余金処分計算書認定について
- 第27 議員提出議案第6号 西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出について

第27 議員提出議案第7号 青森県議会議員選挙区における区割り案再考を求める決議

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

- 1番 阿保 勇 人
- 2番 浅原 尚 子
- 3番 中山 勝 晴
- 4番 田澤 隆
- 5番 小野 正 幸
- 6番 平川 重 廣
- 7番 品川 正 人
- 8番 平田 隆 人

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

村	長	品川 新一
副	村	長 金枝 尚明
教	育	長 工藤 義明
代	表	監 査 委 員 平川 正敏
選	挙	管 理 委 員 会 委 員 長 阿保 則雄
農	業	委 員 会 会 長 白戸 陽平
総	務	課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 阿保 春仁
税	務	課 長 佐々木 貴詞
住	民	課 長 鈴木 勝
厚	生	課 長 竹内 哲也
産	業	課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 工藤 和裕
建	設	課 長 中村 甲一郎
企	画	観 光 課 長 浅利 高年
会	計	管 理 者 兼 会 計 課 長 小野 淳也
学	校	教 育 課 長 上田 貴光

生涯学習課長 佐藤勝彦

出席事務局職員職氏名

事務局	長	相坂朱美
主査	査	福士貴子

開議

議長（平田隆人議員）

ただいまの出席議員数は8名で、定足数に達しておりますので、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、「議事日程第3号」により進めます。

議案第38号 専決処分の承認について（専決第8号）

議長（平田隆人議員）

日程第1 議案第38号専決処分の承認についての、専決第8号令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

議案第38号の専決第8号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第38号の専決第8号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

議案第39号 令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第3号）

議長（平田隆人議員）

日程第2 議案第39号令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

補正予算事項別明細書、歳入、第10款地方交付税の質疑を願います。

第14款国庫支出金の質疑を願います。

第15款県支出金の質疑を願います。

第16款財産収入の質疑を願います。

第20款諸収入の質疑を願います。

第21款村債の質疑を願います。

歳出、第2款総務費の質疑を願います。

質疑ありませんか。

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

2款総務費の1目一般管理費。きまして、この18節の負担金及び補助金の交付金ということがありまして。これ大根子とか八反田でこの改修工事、施設の改修工事、枝川もやっ
てるわけですが。古いのに少しずつ手をかけても、また悪いところが出てくるという具合
に、私は思うわけです。ぜひとも、大きな修繕等をやめて新しく建てる計画をなさって
はいかがでしょうか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

お答えをいたします。こちらの方、各地区会からの要請、要望により予算化して
おりますので、各地区の考えを尊重したいと思っております。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、総務課長がおっしゃったのは、各地区からの要請、要望だということであり
ましたが、その金額に相当するその建物、修理のチェックは行っておったわけ
なんですか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

こちらの金額等々につきましては、地区会で用意した見積書であるとか、
そういったも

のを頂戴しておりますので、そちらの方のチェックは行っておりますが、現場についてはこちらの方では確認はしてございません。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

そうすると書面だけであげて、その金額を何の問題もなく出したということに受け止めてよろしいわけでしょうか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

金額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、見積書等々そういったものを添付させていただいておりますので、そちらの方、確認しております。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

大根子のやつは100万ですか、金額。大根子では新しく建てたいという話がありまして、この議会が終わりますと、大根子の総代さんと村長の話し合いがあるというわけなんです。今壊そうとするものにこれほどのお金をかける必要はあるのか、もう一度お願いいたします。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。先ほど初めに答弁したとおり、地区会の要請に、要望により予算化しております。地区会の考えを尊重したいと思っております。以上です。

議長（平田隆人議員）

他に質疑ありませんか。

第3款民生費の質疑を願います。

第4款衛生費の質疑を願います。

第6款農業水産業費の質疑を願います。

第7款商工費の質疑を願います。

第8款土木費の質疑を願います。

第9款消防費の質疑を願います。

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

9款の消防費。これで、田舎館分署のトイレ改修工事費が21万5,000円と、ずいぶん安いものだと思いますが、どの辺を工事したのか、知ってる限りお願いいたします。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

お答えをいたします。田舎館の消防分署につきましては、役場と同じときに建てた建物でございます。大便器の方、壊れたということではなくて、何ですかね、表面の塗装が剥がれてるとか、そういった形で老朽化はしておりましたので、大便器1台を今回取替えしたいということで予算計上したものでございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、総務課長がおっしゃった大便器の交換で21万5,000円と、こういう見積もりでやったと思いますが、こんなに安くできるのであれば、私が一般質問でも言ったとおり、ぜひともこの金額でやる業者があるのであれば、ぜひともやっていただきたいと思います。以上です。

議長（平田隆人議員）

他にありませんか。
第10款教育費の質疑を願います。
地方債に関する調書の質疑を願います。
議案第39号の第1条から第2条までの質疑を願います。
質疑ありませんか。
質疑ないものと認めます。
これより討論に入ります。
討論はないものと認めます。
これより議案第39号を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (「なし」の声あり)
御異議ないものと認めます。
よって、議案第39号は原案のとおり可決しました。

議案第40号 令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（平田隆人議員）

日程第3 議案第40号令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を
議題といたします。
これより、質疑に入ります。
歳入歳出補正予算事項別明細書、一括質疑を願います。
質疑ありませんか。
議案第40号の第1条の質疑を願います。
以上で、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。
討論はないものと認めます。
これより、議案第40号を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (「なし」の声あり)
御異議ないものと認めます。
よって、議案第40号は原案のとおり可決しました。

議案第41号 令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（平田隆人議員）

日程第4 議案第41号令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出補正予算事項別明細書、一括質疑を願います。

質疑ありませんか。

議案第41号の第1条の質疑を願います。

質疑ありませんか。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決しました。

議案第42号 令和7年度田舎館村介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（平田隆人議員）

日程第5 議案第42号令和7年度田舎館村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

補正予算事項別明細書、歳入歳出一括質疑を願います。

ありませんか。

議案第42号の第1条の質疑を願います。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔なし〕の声あり

御異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決しました。

議案第43号 令和7年度田舎館村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

議長（平田隆人議員）

日程第6 議案第43号令和7年度田舎館村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

補正予算実施計画の質疑を願います。

予定キャッシュフロー計算書の質疑を願います。

質疑ありませんか。

議案第43号の第1条から第2条までの質疑を願います。

質疑ありませんか。

質疑ないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔なし〕の声あり

御異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決しました。

議案第44号 令和7年度田舎館村下水道事業会計補正予算（第2号）

議長（平田隆人議員）

日程第7 議案第44号令和7年度田舎館村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

補正予算実施計画の質疑を願います。

予定キャッシュフロー計算書の質疑を願います。

質疑ありませんか。

議案第44号の第1条から第2条までの質疑を願います。

質疑ありませんか。

質疑ないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決しました。

議案第45号 令和7年度田舎館村水道事業会計補正予算(第2号)

議長(平田隆人議員)

日程第8 議案第45号令和7年度田舎館村水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

補正予算実施計画の質疑を願います。

予定キャッシュフロー計算書の質疑を願います。

質疑ありませんか。

議案第45号の第1条から第2条までの質疑を願います。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決しました。

議案第53号 田舎館村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議長（平田隆人議員）

日程第9 議案第53号田舎館村職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

（「なし」の声あり）

よって、議案第53号は原案のとおり可決しました。

議案第54号 黒石地区清掃施設組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について

議長（平田隆人議員）

日程第10 議案第54号黒石地区清掃施設組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決しました。

議案第55号 財産の取得について

議長（平田隆人議員）

日程第11 議案第55号財産の取得についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決しました。

議案第56号 財産の取得について

議長（平田隆人議員）

日程第12 議案第56号財産の取得についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決しました。

議案第57号 財産の取得について

議長（平田隆人議員）

日程第13 議案第57号財産の取得についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決しました。

議案第58号 田舎館村児童センターの指定管理者の指定について

議長（平田隆人議員）

日程第14 議案第58号田舎館村児童センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決しました。

議案第59号 田舎館村老人憩の家の指定管理者の指定について

議長（平田隆人議員）

日程第15 議案第59号田舎館村老人憩の家の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

はい、平川議員。

6番（平川重廣議員）

田舎館村老人憩の家、指定管理なんですけれども。これは私も以前も見ましたけれども。ここを行政では何も手をつけないで、このまままたアイナックと指定管理を結ぶわけですが、これ300万ですか、確かぬ。これだと若い人は誰も入ってこないんです。もう少し、いくら前田屋敷、川部にもありますけれども、あれでは確かに、私みたいな老人は入りますけれども、もう少し良くしないと。ただの、150円が入るお湯。また脱衣所、あそこには窓、全然ないわけ。夏場扇風機いくら回したって、お湯から上がってまた汗かくような状態で。もう少しあそこを存続するのであれば、手をつけてやるという方向をまずあるのか。座敷もあのままだと、汚くてどうにもならない。あそこもっと人が活用したと思われるけども、物置小屋なんですよね。ということで、村長いかがでしょうか。

議長（平田隆人議員）

村長。

（平川重廣議員「課長、先に村長に。」と言う。）

村長。答弁願います。

村長（品川新一）

今のところ建替えとかそういうのは考えておりません。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、村長は建替えということ、という話ありましたが、私は建替えじゃなく、脱衣所そういうところを手をかけていただきたいという話で、別に決して今すぐ建て替えろという話で質問したわけでないので、村長、そこんところ、もう一度答弁をお願いします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

脱衣所とか環境的に見れば確かにいいものではありませんけども、アイナックの方の管理の方からそういう苦情とか、そういう今のところ聞いておりませんので、今現状のまま稼働していきたいと考えております。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

安ければいい、無料だからいいという具合でなくして、やはりこの田舎館村に温泉が三つあるということで、ぜひ夏場、少しでもお金をかけて、窓を作ってやるとか、いろんな方策を考えていただきたいと思います。

あと、課長何かありましたら、お願いいたします。

議長（平田隆人議員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。確かに脱衣所の床については、湿気で歪んでる部分があるので、その辺については改修したいなというふうには考えてはございます。建物については、現在のところは今のままで壊れた部分等を修繕しながら、継続して管理して、利用していきたいなというふうに今のところは考えてございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

あと1回ですよ。はい、平川議員。

6番（平川重廣議員）

畑中の方の方も皆さんあそこに入るわけですが、議長は議員のトップの議長として、あそこの温泉に毎月入っておりますか。

議長（平田隆人議員）

私ですか。毎月は入っていません。前には入ったことがあります。何回かはあります。4年ぐらい前は入ったことはあります。

6番（平川重廣議員）

議長。ぜひ入って、皆様の、温泉に入る方の声を吸い上げてください。以上です。

議長（平田隆人議員）

分かりました。

他に質疑ありませんか。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

議案第60号 田舎館村ふれあいセンターの指定管理者の指定について

議長（平田隆人議員）

日程第16 議案第60号田舎館村ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決しました。

議案第61号 田舎館村光田寺コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議長（平田隆人議員）

日程第17 議案第61号田舎館村光田寺コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決しました。

議案第62号 田舎館村都市公園弥生の里及び田舎館村畜産総合普及センターの指定管理者の指定について

議長（平田隆人議員）

日程第18 議案第62号田舎館村都市公園弥生の里及び田舎館村畜産総合普及センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決しました。

議案第63号 田舎館村農産物加工施設の指定管理者の指定について

議長（平田隆人議員）

日程第19 議案第63号田舎館村農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決しました。

決算特別委員会委員長報告

議長（平田隆人議員）

日程第20 議案第46号令和6年度田舎館村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第26 議案第52号令和6年度田舎館村水道事業会計決算及び剰余金処分計算書認定についてまでの、計7件を一括議題といたします。

決算特別委員長から、審査の経過と結果について報告を求めます。

5番、小野正幸委員長。

（小野正幸委員長 登壇）

決算特別委員長（小野正幸議員）

ただいま議題となりました、議案第46号から議案第52号までの計7件について、決算特別委員会における審査の結果を御報告申し上げます。議案第46号から議案第52号までの計7件については、去る9月3日の本会議において本特別委員会に付託され、本特別委員会はこれを審査するために、9月9日、10日の2日間、委員全員の出席で会議を開き、慎重に審査いたしました。その結果、議案第46号から議案第52号までの全議案について、全員異議なく原案のとおり「認定」と決定いたしました。

以上をもって、決算特別委員会の報告を終わります。

（降壇）

議案第46号 令和6年度田舎館村一般会計歳入歳出決算認定について

議長（平田隆人議員）

ただいまの委員長報告に対し、順次、質疑・討論・採決を行います。

日程第20 議案第46号令和6年度田舎館村一般会計歳入歳出決算認定の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第46号は認定することに決定しました。

議案第47号 令和6年度田舎館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長（平田隆人議員）

日程第21 議案第47号令和6年度田舎館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第47号は認定することに決定しました。

議案第48号 令和6年度田舎館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（平田隆人議員）

日程第22 議案第48号令和6年度田舎館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第48号は認定することに決定しました。

議案第49号 令和6年度田舎館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長（平田隆人議員）

日程第23 議案第49号令和6年度田舎館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第50号 令和6年度田舎館村農業集落排水事業会計決算及び剰余金処分計算書認定について

議長（平田隆人議員）

日程第24 議案第50号令和6年度田舎館村農業集落排水事業会計決算及び剰余金処分計算書認定の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「認定」するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第50号は認定することに決定しました。

議案第51号 令和6年度田舎館村下水道事業会計決算及び剰余金処分計算書認定について

議長（平田隆人議員）

日程第25 議案第51号令和6年度田舎館村下水道事業会計決算及び剰余金処分計算書認定の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第51号は認定することに決定しました。

議案第52号 令和6年度田舎館村水道事業会計決算及び剰余金処分計算書認定について

議長（平田隆人議員）

日程第26 議案第52号令和6年度田舎館村水道事業会計決算及び剰余金処分計算書認定の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第52号は認定することに決定しました。

議員提出議案第6号 西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出について

議長（平田隆人議員）

日程第27 議員提出議案第6号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第6号は、議員全員が賛同者でありますので、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

これに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議員提出議案第6号は、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

質疑及び討論はありませんか。

質疑及び討論はないものと認めます。

これより、議員提出議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決しました。

議員提出議案第7号 青森県議会議員選挙区における区割り案再考を求める決議

議長（平田隆人議員）

日程第28 議員提出議案第7号青森県議会議員選挙区における区割り案再考を求める決議を議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第7号は、議員全員が賛同した決議でありますので、会議規則第39条第2項の規定により、提出者による決議文の朗読及び説明を省略いたします。

これに、御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議員提出議案第7号は、決議文の朗読及び説明を省略することに決定しました。

質疑及び討論ありませんか。

質疑及び討論はないものと認めます。

これより、議員提出議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決しました。

議長（平田隆人議員）

お諮りいたします。

議会運営委員長より、閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を審査するため、議会運営委員会を開催する旨の申し出がありましたので、開催することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、閉会中に議会運営委員会を開催することに決定しました。

議長（平田隆人議員）

お諮りいたします。

各常任委員長より、閉会中に所管事務に関する調査のための常任委員会を開催する旨の申し出がありましたので、開催することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、閉会中に各常任委員会を開催することに決定しました。

閉会

議長（平田隆人議員）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了しました。
令和7年第3回田舎館村議会定例会を閉会いたします。

午前10時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

田舎館村議会議長 平 田 隆 人

会議録署名議員 浅 原 尚 子

会議録署名議員 中 山 勝 晴